

令和7年9月10日 松浦

～こどもたちの笑顔を守る切れ目ない支援体制の構築に向けて～

区内への都立児童相談所の誘致を表明しました

本日開催された、墨田区議会定例会 9 月議会本会議において、山本区長は、「都に対し、すみだ保健子育て総合センター内に都立児童相談所を開設することを要望する」と表明しました。

区では、こどもの大切な権利を守るため、今年4月に墨田区こども条例を施行しました。

こどもを取り巻く悲しい事件が社会的な課題となる中で、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことで、虐待等の未然防止を図るため、保健所のほか、子育て支援や教育相談の機能が複合化された「すみだ保健子育て総合センター（横川5-7-4）」を中心に、連携した取組を推進しています。

現在、同施設内には、都立江東児童相談所のサテライトオフィスも設置されており、今年3月から区内社会福祉法人が開始した匿名での赤ちゃんの預け入れ等の事業についても、都区の連携により、24時間体制で、丁寧な対応に努めているところです。

都立児童相談所の誘致により、都と区の連携が更に強化され、迅速かつきめ細やかな対応ができるようになると考えており、子育て家庭の不安に寄り添い、その解消を図れるよう、令和9年度を目途とした開設をめざし、誘致に取り組んでいきます。

《写真》①議会で答弁する山本区長



②誘致予定のすみだ保健子育て総合センター



《問合せ》子育て支援総合センター Tel.03-5608-1582

※ お問合せは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 Tel. 03-5608-6220）